

1. 金融行政の新たな枠組み（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会）

- 金融行政の新たな枠組みについて、基本となるポイントは3つ。
- 1つ目のポイントは、金融行政の最終目標と中間目標の再設定を行ったこと。企業、経済の持続的成長による国民の厚生を増大という究極の目標に向けて、金融システムの安定と金融仲介機能の発揮を中間目標として両立させていくこととしている。この2つの中間目標を両立させていくためには、それを実現する政策手段もバランスをとって配置する必要がある。今後、具体的な内容について検討していく。
- 2つ目のポイントは、プリンシプル・ベースの行政を徹底したこと。2007年に金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の4本の柱の1つとして「ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ」を掲げたものの、リーマンショックの発生などもあって、次の段階に進めなかったプリンシプル・ベースのレギュレーションを形あるものにした。具体的には、チェックシートの形で運用されていた検査マニュアルの廃止を決め、金融機関と当局が共有すべきプリンシプルとして、ディスカッション・ペーパーを公表した。このディスカッション・ペーパーは現時点で健全性政策基本方針およびコンプライアンス・リスク管理基本方針の2本である。プリンシプルは当局と金融機関の間で共有すべきものであり、まずはこのディスカッション・ペーパーを熟読いただき、議論をはじめていきたい。
- 3つ目のポイントは、金融機関の取組みの「見える化」を図り、顧客が金融機関を選べる環境を整えようとしたこと。金融仲介機能のベンチマークに関しては、多くの金融機関で2016年3月期および2017年3月期の計数が開示されており、金融仲介機能の改善のベクトルが議論できる段階になってきた。定義を統一した共通KPIをつくり、金融機関の比較可能性を増すことで、「見える化」を更に徹底しようと考えているが、昨事務年度中には、皆様に示すことができなかつ

た。これについては、継続検討していく。

- 他方、顧客本位の業務運営の観点から、投資信託販売にかかる共通 K P I は公表することができた。金融機関の窓販における活用が期待される。国民の長期的な資産形成にとって、身近な金融機関の窓口で勧められる金融商品が、国民にとって分かりやすく、資産形成に資するものであるか否かは極めて重要な要素。今後は、投資信託のみならず、最近伸びている外貨建ての保険商品等の貯蓄性の保険商品も含めて、顧客の真の希望を汲み取った商品、サービスの提供がいかに進んでいるのかを、K P I などを手掛かりに試みていく。
- なお、「見える化」や、ディスクローズの観点から、金融モニタリングレポートにおいて、例えば事業性評価など金融仲介のベストプラクティスなどを公表してきたが、こうした1年に1度の公表にとどまらず、昨事務年度からは、銀行カードローン、有価証券運用などの横串検査の結果、経営者保証ガイドラインの実態調査など、適時に当方の事実認識、問題意識を皆様にお伝えするよう、フィードバック、ディスクローズを行っている。
- この意見交換会において当庁が申しあげたことも、取りまとめて公表していることは、ご承知のとおり。新たな金融行政における3つのポイントの枠組みは、今後も不変。しかし、今後、この枠組みのもとでどう具体的に行政を展開していくかについては、様々な工夫や、P D C A を回したうえでの継続的な改善を積み重ねる必要がある。金融機関を取り巻く状況、環境は常に変化しており、我々がその時々で何を考え、何をしようとしているのか、皆様に適時にお伝えし、議論していきたい。

(対話のあり方) (全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会)

- 当庁はモニタリングにおいて、金融機関と「対話」を行うと繰り返し申しあげてきた。人によって「対話」の解釈は異なるが、現時点においては、対話とは次のように整理している。対話とは、討論のように相手を言い負かすことを目的とすることではなく、説得、説教とも異なる。心構えとしては、相手の言うことをじっくり聞く。アカデミックな分析では、相手の発言を大事にすることであり、是非の判断を

直ちに行わずに留保すること。これが、重要なプロセスであると理解している。平たく言えば、自分が相手の立場であれば、どのように考えるか想像しながら応答することである。対話という呼びかけと応答のプロセスの中で、お互いの共通の基盤を構築し、お互いに気付きを得る、そういう気付きは新たに挑戦しようとする機運を醸成する。アカデミックの世界においては、生成的対話という。

- 当庁はモニタリングを通じて、こうした対話を行うべく努力していく。「当庁が言うので腹に落ちていないが従う」ということではなく、「自分の新たな発見、気付きに基づき行動する」という流れを作っていくきたい。対話にあたっては、当該金融機関を取り巻く地域経済の状況を含む実態把握をしっかりと行い、企業経営者が地域金融機関に期待することをしっかりと念頭に置くように努める。こうした対話は一方的な作業ではなく、金融機関と当局との共同作業である。また、金融機関と顧客企業との間でも対話が行われることを期待する。

2. 検査・監督の見直しについて（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会）

（検査・監督基本方針の公表について）（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会）

- 昨年12月にパブリック・コメントに付した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」について、これまでに頂いたご意見を反映し、6月末に公表した。
- 主に、「当局の考えの押し付けや思い込みによる行政とならないようにしてほしい。」「考え方だけではなく、モニタリング結果の還元をしてほしい。分野によっては具体的な基準の提示もしてほしい。」といったご意見を頂戴し、正確な実態把握に基づいて、課題に応じた対応を行う旨を追記した。

(健全性政策基本方針案の意見募集について) (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会)

- また、本基本方針を踏まえて、健全性政策に関する考え方と進め方を整理した「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)案」と題する文書を新しくパブリック・コメントに付した。
- 「後始末型」から「予防型」へのシフトを目指し、将来を見通して早期の対応を促す上での留意点を整理したものになっている。
- これまで進めてきた見直しの基本的な考え方を改めて整理し、皆様との間の対話を深める材料とすることを目指している。

(「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の開催について)

(主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会)

- 金融庁では、これまで借り手の実情を幅広く把握して融資業務を行う工夫を金融機関に促してきたが、他方、貸出の分類・償却・引当に関する現状の実務には、融資業務で得た多様な情報を十分に反映できない面が残っていると考えられる。全国でのべ60回開催した「対話会」の際にも、この点について、ご意見を多数いただいた。
- こうした問題意識に基づき、よりの確な将来見通しに基づく引当を可能にする枠組みを含め、融資に関する検査・監督実務のあり方について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置し、第一回を7月4日に開催した。
- 現状の実務は、金融危機の経験、不良債権問題への対応の中で形成され、既に幅広く定着しているものである。一方、現在では、より優れた実務のための工夫がメガバンクから信金・信組まで様々な金融機関によって試みられていることも大切に考えていかなければならないと考えている。
- 研究会での議論を通じて、各金融機関が、現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくなれば、将来の損失への

備えをよりの確に行うことを通じて、金融機関の健全性にもプラスになると考えている。また、金融機関が借手の実情に沿った融資実務をよりやりやすくする意味もあろうかと考えている。

(コンプライアンス・リスク管理基本方針について) (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会)

- 7月13日に「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(案)を公表し、パブリック・コメントに付した。
- コンプライアンス・リスク管理に関しては、金融機関の経営陣において、経営目線での内部管理態勢を主導していくこと、外部有識者等の視点を活用するガバナンス態勢を構築すること、金融機関の規模・特性に応じたリスクベースでのメリハリのある管理態勢を構築すること等が重要であると考えている。
- また、当局による検査・監督においては、そのような金融機関の取組みを支援していくことが重要であると考えている。
- 本基本方針は、より良い実務に向けた対話の材料とするためのものであり、経営陣の方も含めて、是非、一読いただき、建設的な対話を行っていきたいと考えており、協力をお願いしたい。
- 今後も、新しい検査・監督のあり方について、ご意見・ご提案を頂戴し、皆様と建設的で双方向の対話を続けながら、金融行政の質を継続的に高めていければと考えている。

3. AML/CFTについて (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会)

- 当庁は昨年来、AML/CFT (Anti-Money Laundering / Counter Financing of Terrorism) の取組みを強化している。前事務年度に実施したモニタリングについて、要点をかいつまんで申し上げ

る。

- まず、金融機関等の実効的な態勢整備を図るため、マネロン・テロ資金供与対策の基本的な考え方をまとめた「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定し、2月に公表・確定した。
- 次に、3月には、金融機関自身と当局とが業務におけるマネロン等のリスクを把握するため、基礎的な定量データや態勢面に関する定性情報等の報告を求める実態調査を実施した。加えて、5～6月には、各金融機関において、ガイドラインの記載と、各金融機関における現状の差異（ギャップ）を分析し、講じるべき具体的対応等を明らかにしていただくため、ガイドラインと現状とのギャップ分析を実施し報告するように要請したところ。
- マネロン等対策においても、一番必要なのは経営陣の理解であり、経営陣の関与の度合いによって、金融機関のマネロン等対策の実効性に差異が生じている。マネロン等対策については、来年に控えたFATFによる相互審査等も見据えながら、引続き、各金融機関において、対策の高度化を図って頂きたい。

4. 持続可能な開発目標（SDGs）について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、信託協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会）

- 金融庁では、昨年末に「SDGs 取組戦略PT」を設置し、金融とSDGsとの関係や、SDGs 推進に向けて金融庁が果たすべき役割について検討してきた。
- SDGs は、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目標にも合致するもの。金融庁では今般、コーポレートガバナンス改革、金融機関による「共通価値の創造」の取組みの推進、金融経済教育、新興国との技術協力・人材交流、マネー・ローンダリングといったこれまでの当庁の様々な施策について、SDGs という新たな視点から整理・公表した。これらの施

策は、基本的に、6月に政府のSDGs推進本部会合で決定された「拡大版SDGsアクションプラン2018」にも取り入れられている。

- SDGsに関心がある各金融機関におかれては、自らを取り巻く環境や事業戦略を踏まえた上で、SDGsやESGの取組みが自社の事業戦略上意義があるかを検討頂くことが重要。SDGsは、企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、各社において検討される際には、こうした金融庁の取組も参考にして頂ければと考えている。
- また、SDGsに積極的に取り組もうとしている金融機関におかれては、政府の取組もご活用されたい。政府では、SDGs達成に資する優れた取組を行う企業又は団体等を表彰する制度として、「ジャパンSDGsアワード」を昨年末から実施している。本年末に表彰予定の第2回アワードについても近く公募が始まる予定であるところ、SDGsに積極的な金融機関には是非応募を検討されてはどうか。

5. 平成30年7月豪雨への対応について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、信託協会）

- 今般の大雨による被害は平成最大のものとなっており、特に西日本を中心に多数の被害が出ている。被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、11府県内の金融機関に対して、先般、発災直後の7月6日から13日にかけて、「金融上の措置」を発出させて頂いた。
 - ・ 7月 6日（金）高知県
 - ・ 7月 7日（土）鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県
 - ・ 7月 8日（日）岐阜県
 - ・ 7月12日（木）福岡県、島根県
 - ・ 7月13日（金）山口県
- さらに、今回の災害が極めて広範囲にわたって中小企業等に大きな

被害がもたらされていることを踏まえ、16日に、監督局長名で、

- ・ 改めて上記の「金融上の措置」の周知徹底、特に、既存融資に係る返済猶予等の貸付条件の変更や自然災害債務整理ガイドラインの利用にかかる相談に応じること等の顧客の便宜を考慮した適時適切な措置の徹底等に加え、
- ・ 来店が困難な被災者への親身かつ積極的な相談やアドバイスに努めること

を要請させていただいている。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、これらの要請を踏まえ、預金の払戻しや融資等の各種手続における柔軟な取扱いや休日の相談窓口の設置など、避難生活への配慮を含め、被災者の立場に立った柔軟な取扱いを取って頂いていることに対し、心より感謝申し上げます。
- また、金融庁としては、今回の災害を踏まえた特例措置として、東日本大震災及び熊本地震の際と同様に犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が7月13日に公布・施行された。本改正では、「200万円以下の義援金振込に係る本人確認を免除する」、「被災者との取引において本人確認書類の後日提出を許容する」旨の特例措置が設けられている。
- 当該特例の趣旨は、今回の災害で被災した方が、本人確認書類を用意できない場合において、例えば生活資金の送金を受けるために銀行口座等を開設する等、生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないようにすることにある。当該改正の趣旨を踏まえて、同日付で要請文を発出しているので、被災者の方々の置かれた状況に応じたきめ細かく弾力的・迅速な対応をよろしくお願いしたい。
- また、災害義援金募集のための口座開設の申出に応じる場合には、犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、取引時確認を厳格に行う等、適切な対応に努めていただきたい。
- さらに、金融機関の休日相談窓口等の被災者のために有益な情報を提供できるよう、7月13日（金）金融庁のウェブサイトにも今般の災

害の特設ページを設置するとともに、同日、「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設している。

- 今般の大雨による被害は甚大なものとなっている。金融庁としては、職員を現地に派遣し、財務局はもとより、金融機関の皆様の協力をいただきながら、被災事業者や個人の被害状況やニーズを把握する。これを踏まえて、事業者の既存融資や必要資金の提供の問題、個人の住宅ローンに関し、金融機関のみならず REVIC や日弁連を含む関係機関とも協議し、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施していくこととしている。今後、被災者から様々な相談等が寄せられることと思うので、きめ細かな対応を行って頂くとともに、当局へのタイムリーな情報提供にご協力をお願いしたい。

6. 法改正を踏まえた今後の地域経済活性化支援機構の業務運営（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が本年5月に成立し、REVICの支援決定期限等が3年延長された。
- REVICは延長された期間において、地域において自律的に中小企業支援や地域活性化の取組みを実現できる姿を目指し、地域金融機関に対する人材・ノウハウ支援に重点的に取り組んでいく方針。
- REVICの今後の業務運営について、大枠を申し上げます、
 - ・ ファンド運営については、新規ファンドについては、地域未来投資や観光まちづくりなど、REVICの貢献が期待されている政府の重点施策を中心に取り組んでいく方針。加えて、今後は、専門家派遣の機能を拡充し、民間ファンドの組成・運営のアドバイスなども行っていく方向で検討している。
 - ・ 一方で、事業再生支援については、民間等へのノウハウ移転が一定程度図られてきたものと考えており、今後は、民間等での自律的・主体的な取組みがより進むよう、直接的な支援は限定的に取り扱い、基本的には、専門家派遣によるアドバイスなどを通じ

て、側面的な支援に軸足を移していく方針。

- ・ 専門家派遣については、ノウハウ移転を加速させる観点から、今申し上げたような民間ファンドや事業再生へ支援のアドバイス等も含め、更なる内容の拡充も検討していきたいと考えているため、皆様方のニーズ・ご要望等あれば、REVICにお伝えいただきたい。
- これまでも地域金融機関の皆様には、REVICの活動にご理解賜り連携いただいていたところであり、今後においても、引き続き地域のニーズに応じて積極的にご活用いただきたい。

7. 経営革新等支援機関の更新制導入について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 多くの金融機関において、経営革新等支援機関、いわゆる「認定支援機関」としても中小企業を支援してもらっている。税理士等の認定支援機関の能力を維持・確保するため、本年5月の法改正により、認定の有効期間を5年間とする更新制度が導入された。今後は、金融機関も含めて認定の更新手続が必要となるが、別途事務的に「更新時期の目安」を連絡する。

8. 障がい者の利便性向上に向けた取組みについて（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- 障がい者の利便性向上に向けた金融機関の取組みについて、6月末に最新のアンケート調査の結果を公表した。
- 視覚障がい者対応ATMの設置率や代筆・代読に係る内部規定の整備率は高い水準となっているが、ATMの設置場所や機能についての情報発信の対応率や窓口における代筆・代読対応の表示率は低く、金融機関の取組みについて障がい者への周知が十分に進んでいない模様。
- 当庁において「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」

を実施した際にも、障がい者団体より、体験会の実施等を通じて各金融機関の取組みをもっと情報提供してほしいといった意見が寄せられている。

- 当庁ホームページでアンケート調査の結果や意見交換会の議事要旨を公表しているため、取組みの参考にしていただき、障がい者の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

9. 広く共有することが有効な相談事例の公表について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、信託協会、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会／外国損害保険協会）

- 金融庁では、「法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）」のほか、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、独自で「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」を設けているところ。
- 平成 29 事務年度金融行政方針において、金融庁のガバナンスの改革として「金融機関からの相談対応の一層の充実」を掲げていることを受けて、先に述べた書面照会制度以外で照会があった各種相談事例についても、広く共有することが有効と考えられる事例を公表することとし、7月13日より金融庁ウェブサイトにて掲載を行っている。
- 現在は、「多くの事業者から照会があった法令照会事例」や「法令違反のリスクがありうる事例」等の公表を行っているため御参照いただきたい。
- また、今後も金融機関やそれ以外の事業者が相談しやすい体制や環境整備に努めるとともに、公表する事例分野の拡大や定期的・機動的な事例の更新を予定しているため、事業者がより相談しやすい環境の整備や公表する事例分野等について御意見があれば、お寄せいただきたい。

（以上）